

修 正 動 議

議案第38号 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定についてに対する修正案を別紙のとおり地方自治法第115条の2及び会議規則第17条の規定により提出します。

平成24年3月23日

奈良市議会議長 上 原 雋 様

提出者

奈良市議会議員 天 野 秀 治

同 高 杉 美 根 子

同 宮 池 明

同 横 井 雄 一

(別紙)

議案第38号 奈良市一般職の任期付職員の採用及び  
給与の特例に関する条例の制定についてに対する修正案

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定についての一部を次のように修正する。

第1条中「第3条第1項及び第2項」の次に「、第4条、第6条第2項」を、「第7条第1項」の次に「及び第2項」を加える。

第9条を第14条とする。

第8条中「第2条各項」を「第2条又は第3条」に改め、同条を第13条とする。

第7条第3項中「第7条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の見出し及び3条を加える。

(非専門的任期付職員の給与の特例)

第10条 非専門的任期付職員（企業職員である非専門的任期付職員を除く。次条において同じ。）の給料月額は、給与条例第7条第10項の規定を準用する。

第11条 給与条例第6条から第7条（第10項を除く。）まで、第22条及び第22条の2の規定は、非専門的任期付職員には適用しない。

(企業職員である非専門的任期付職員の給与の特例)

第12条 企業職員給与条例第4条及び第10条の2の規定は、企業職員である非専門的任期付職員には適用しない。

第6条第2項中「第5条第3項」を「第7条第3項」に改め、同条を第8条とする。

第5条を第7条とする。

第4条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、同条を第6条とする。

2 任命権者は、第3条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「非専門的任期付職員」という。）の任期が3年（前条に定める場合にあつては、

5年。以下この項において同じ。)に満たない場合にあっては、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

第3条第1項中「前条各項」を「第2条各項」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を延長することが必要な場合で、同条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(職員の任期を定めた採用)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(給料月額の特例)」を付し、同項中「第5条第1項」を「第7条第1項」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 平成26年3月31日までの間、非専門的任期付職員の給料月額は、第10条の規定にかかわらず、給与条例附則第17項の規定を準用する。

(提案理由)

原案に地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年

法律第48号) 第4条の内容を上乗せし、集中的に職員配置する必要のある部署への対応を可能にすることにより、社会情勢の変化によって重要性が増している分野への対応を図る。